

高松市国際交流推進協議会条例

(設置)

第1条 本市の国際交流に関する施策を総合的に推進するため、高松市国際交流推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ次に掲げる事項について協議し、及びこれらの事項に関して市長に建議する。

- (1) 姉妹都市、友好都市等との親善活動に関すること。
- (2) 外国人との共生に向けた取組に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、国際交流に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 国際交流関係団体の代表者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長2人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する順位により、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わるできない。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、創造都市推進局において行う。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年11月1日から施行する。

(高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年高松市条例第20号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成23年12月20日条例第45号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。